



団体署名 2000 通を高裁へ提出 今度こそは公正な判決を！

9月 13 日

9月 13 日、国民共闘より金澤共同代表(全労協議長)、東海林共同代表(MIC議長)、井上全労連事務局次長、動全労協事務局長、柚木「支える会」事務局長、山崎日乗連議長、坂井日航乗組執行委員と原告 5 名が出席し、「十分な審理と公正な判決を求める」要請文と、団体署名 2000 通を高裁に提出しました。



原告団も訴えました



高裁の担当者の訟廷管理官田口さんと副管理官杉原さんは、要請団の訴えに、メモを取りながら時々頷いていました。

司法の判断が国際的にも注目されている

清田事務局長

ILO の勧告が出されました。日本政府は労使協議がきちんと行われるよう保障すること、また裁判の状況をつぶさに報告することを求めていきます。裁判所も ILO の監視下にあるというふうに受け取ってほしい。国際的にも日本の司法がどういった判断をするのか注目されています。

71名の原告の状況も厳しい状況にある。生活のために働いている者もいるが、年齢や病欠で解雇されたため、思うように仕事につけません。控訴審ではこうした厳しい立場におかれた労働者にきちんと目を向けて頂き、公正な判決、国際的にも恥じない判決を出して頂きたいと思います。

解雇後すぐ新人採用、必要のない解雇だった

杉山事務局長

解雇時点で利益計画も人員削減目標も大幅に超過達成していました。稻盛会長も利益上も解雇する必要はなかったと証言したにも拘わらず、一審では一切認めず解雇を有効とする不当な判決を出しました。今職場では、800名もの新人を採用しなければならない事態が起こっています。必要のない解雇だったと言わざるを得ません。

ベテランが一気にいなくなつたために、サービスが時間内に終わらなくて立ったまま着陸したり、ドアモードの操作を間違えたり、不安全事例が後を絶ちません。安全を守る真の再生でなければ、国民利用者の命は守れません。800名も採用しなければならない程人員が足りないのであれば、5日間の訓練で戻れる私達を職場に戻して頂きたいです。裁判所が法と証拠に基づき、十分に審理を尽くして頂き、社会正義に反することなく、公正な判決を要請します。